

『ホップズの政治思想』

—— その民主的性格 ——

尾藤 孝一

目 次

1. はじめに
 - (1) ホップズ政治理論の多様な解釈
2. ホップズとその時代
 - (1) 思想と歴史
 - (2) ホップズの政治的課題
3. 国家論の成立過程
 - (1) 人間の平等性と戦争状態、自然権
 - (2) 国家の生成
 - (3) 主権者の諸権利
 - (4) 抵抗権の問題
4. 結びにあたって
 - (1) 国家論成立過程の要約
 - (2) ロックとホップズ
 - (3) 民主主義とは、専制主義とは何か
 - (4) 結 論

1. はじめに

(1) ホップズ政治理論の多様な解釈

トマス・ホップズの政治理論の解釈については、じつに、さまざまであり、解説書の数くらいある、と言っても過言ではない。

以前から、私は、ホップズは専制政治の擁護者であり、ロックは民主政治の擁護者である。と記憶していたが、ホップズの解説書を開けば、聞くほど、頭の中が混乱してきた。そのショックが、私に本稿テーマとして、ホップズを選ばせたのである。

それでは、解説書には、どのようにホップズを規定しているのかを手許の本を、ちょっと見ていくことにしよう。

(A) 「絶対主義の政治理論を編み出そうとした思想家こそ、ホップズであり、その国家は怖るべき、『リヴァイアサン』であり一種の擬似全体主義的国家の命令下に、生きる安全な、しかし隸属的な人間をもって終る政治理論を開いた。………リヴァイアサンの政治哲学は、ナチズムや共産主義の原理について示唆するところが大きいといえよう。」⁽¹⁾

(B) 「ホップズの理論は、各個人の主体性を認めながら、主権者の絶対性を説く点で、専制政治への道を開いてる。………しかし、自由主義的な個人主義の原理が流れていたことに、われわれは、ホップズの偉大さを認めなければならない。」⁽²⁾ そうかと思うと、

(C) 「国家の形成が、自然人にたいして、そとがわからもちこまれるのではなく、自然人の生命の存続という内部的な理由から、ひきだされたところに、ホップズの国家論の革命的な性格をみなければならないのである。」⁽³⁾

(D) 「生存権=自然権は、絶対不可侵であり、それだからその合理的貫徹が絶対主義によって保証されなければならない」という、ホップズの主権論は、一見すると反民主主義的であるようだが、じつは逆に、個人の平等な生存権から社会をくみたてていくという、近代民主主義の思想的骨格をなしているのである。そのことは、ホップズの絶対主権が、いかに絶対的であるにせよ、各人の生存権を、おかすことができないという点に、明白にしめされている。」⁽⁴⁾

(E) 「主権者への服従の理論を、人間の自己保存という普遍的原理からのみ導出するという方法をとったとき、ホップズの理論は、果然、近代全体につうじる思想的原理を表現することが可能となったのである。………この生存の権利の留保という考え方こそが、現代国家における基本的人権思想の核心をなすものである。………ホップズの政治理論解釈上の誤りの中で、もっとも単純素朴なのは、ホップズは絶対君主チャールズⅠ世の擁護者であったというような規定の仕方である。」⁽⁵⁾

(F) 「リプスは、外部にあらわれたホップズのさまざまな態度のうち、王党的なものを偽装または誤解とし、民主的なものを真意とする。」⁽⁶⁾

(G) 「生まれながら、あらゆるものにたいして権利をもつ人々が、それによって生ずる戦争状態の不便を、さけるために、国家秩序を作るのであるから、国家は各人が、できるだけ快適に自己を維持する手段にはかならず絶対主権も、けっきょくのところ手段としての必要悪にすぎないとみることができよう。」⁽⁷⁾

(H) 「リプスが、ただちに民主主義者ホップズをみようとするのにたいして、テニエスはただその萌芽をみるにとどまる。」⁽⁸⁾

(I) 「ホップズとロックの両者の相違のみを強調するのは誤りであろう。むしろ大切なことは、ホップズもロックも政治権力をば、すでに自然状態において存在した。そしてその意味では、本来的に個人に帰属する『自然権』をよりよく実現するという目的のために人民の中から、人民の合意によってひき出しているということである。

そしてこれは、それまでの政治理論が、もっぱらすでにある国家を前提とし、そのうえで理論を構築していったことを考えにいれるならば、まさに画期的なことであり、人びとの思考を近代的な民主主義のそれへ転換せしめていくものであったといわなければならないであろう。」⁽⁹⁾

(J) 「ホップズの思想に従えば、人工的国家の成立は民主的原理にもとづいていることが結論される。………ホップズの真意は、設立による国家の成立には、民衆の意志が同等の権利において反映されなければならないことを明らか

にしたい点にあると考えられる。………平等に基盤をおくかぎり、民主的原理は、無視することのできぬものとなる。………国家の設立はこの原理によらざるを得ない。」⁽¹⁰⁾

(K) 「彼の特異な国家契約によって成立した国家主権の絶対性にはかならないが、しかしそれが契約によって授権されるかぎり、この権力国家は目的に限界を負い、同時に法治国家であらざるをえないであろう。」⁽¹¹⁾

(L) 「ホップズを、近代民主主義の政治哲学的定礎者にまで押し上げることは適当ではないだろう。」⁽¹²⁾

このように、私がちょっと調べてみただけでもさまざまであり、まさにホップズについては、議論百出である。しかし、これを便宜上大きく分類してみると、次の3つになるのではないかと思う。

①………(A) に代表されるように、ホップズを積極的に専制政治の擁護者とし、全体主義的とする。《(A), (B)》

②………(C) に代表されるように、国家設立の論理に注目し、ホップズは現代国家の基本的人権思想の祖であり、近代民主主義思想の骨格を成している。とする、いわば積極的にホップズを民主主義者と規定する。《(C)～(I)》

③………②に接近しながらも、近代民主主義の定礎者にまで押し上げてはならない、とするいわば①と②の折衷案のようなもの。また(K)のように、どっちだかよくわからないものもあった。《(J), (L)》

2. ホップズとその時代

(1) 思想と歴史

それでは、いよいよホップズ政治理論を、解剖していくわけだが、ある思想家の政治思想を考えるにあった、まず問題となるのはやはり、その思想家が自分の生きた時代の何を解決しようとしたのか、つまり、政治的課題はなんであったのか。という事をまずははっきりさせておかねばならない。なぜなら「いつの時代でも社会でも、支配的な政治思想は、その国の政治をさえてい

る。」⁽¹³⁾あるいは「思想家の問題意識をはじめに見定めることなく、いきなり彼の理論研究にとりかかるのは、標的の位置を確かめないので、やみくもに矢を放つようなものであろう。」⁽¹⁴⁾とよく言われ、どんな論文でも時代背景からはじまっているからである。『リヴァイアサン』が、書かれたのは、1651年である。当然1640年代のピューリタン革命を目のあたりに見て、何かを感じたにちがいない。

この革命についての詳しい勉強は、残念ながら私の余裕の範囲を越えているため、『西洋史概説Ⅱのノート』と『ホップズの解説書』を大いに引用して、必要最小限の叙述にせざるをえない。

(2) ホップズの政治的課題

「イギリス人は、多くこの革命を革命としてよりも内乱とみなしている。………イギリスの革命は、議会を中心に議会の中で、おこなわれる。」⁽¹⁵⁾かくして、私は議会内での概略的経過を述べよう。

「イングランドでは、17世紀までに国王がその権力を行使するにさいしては、法や議会によって制限されるという（制限王政觀）や（混合王政觀）が着実に確立されていた。………しかし、これらは、スコットランド王ジェイムズ6世が、イングランドの王位に、即位（ジェイムズ1世）するとともに、一大転機を迎えることとなった。………彼が、王權神授説を振り回して、王權の拡大を志向したときに、国王と議会の協同という、イギリス伝統の均衡理論が、大きくゆらぎはじめた。………スチュアートの王たちが絶対君主をめざすためには、イングランドの実定法であるコモソ・ロー（普通法）で認められている大権の範囲を可能な限り、拡大解釈することによって、事実上の絶対君主の地位を獲得する以外にないであろう。………」⁽¹⁶⁾「課税というものは、国王が独断で決めてはならないのであって、議会に相談し、承認がなければならない。」⁽¹⁷⁾このようにイギリスにおいては、「課税権が、国王にあるか、議会にあるかが重大問題」⁽¹⁸⁾として、後でクローズアップされる。

「宫廷は、財政困難であり、1640年4月にチャールズは、スコットランド攻略の戦費調達のために、議会を召集せざるをえなくなった。しかし、この11年

間の大権支配ののちにはじまった議会では、戦費の審議が先か、不満の匡正が先かの、議事の順序をめぐって、国王と議会の折合いがつかず、わずか3週間で解散させられてしまった。（短期議会）

しかし、戦費の調達の必要性は、依然として未解決のままであり、かくてチャールズは1640年の秋、ふたたび議会を召集するのである。…………この長期議会は、これまでの国王の大権支配の結果、生じたさまざまな、法制や制度を上・下両院の満場一致で、廃止した。…………また、議会は王権が、二度とふたたび専制化しないために、国王大権のうちで、とくに重要な『官吏任命権』、『軍事権』を奪いとるべきであると考えた。

しかし、王権の生命線ともいべき、この大権廃止の議会の要求を、王は蹴りついに、1642年夏以降、国王と議会は、イングランドにおける主権者はだれか、という問題をめぐって武力闘争に突入するのである。ここに、イングランドにおいて、主権の問題が、政治の前面に登場してきた。」⁽¹⁹⁾

つまり、クングランドでは、制限王政が習慣で、ずっと国王と議会の協力、均衡のうえに政治が行なわれていたのに、この習慣になれていないジェイムズが、専制政治をしようとした。それに対して「伝統の上に立ち、伝統を守る」という点で、革命が行なわれた。」⁽²⁰⁾つまり、専制政治をしようとする国王と、そうさせまいとする議会との対立、衝突といえよう。そして、武力闘争が行なわれた。

ホップズは、このような悲惨な内乱状態を見て、平和をとりもどすために、『リヴァイアサン』を執筆したのであろう。だから、ホップズは政治的紛争の最大の原因として、「主権の欠如」、つまり「主権の分割が、行なわれてなければ、軍隊が互いに分裂して対立することは、決して起こりえない。」⁽²¹⁾と、ホップズは言っている。

ホップズによれば、国王にしろ、議会にしろ権限が一つにまとまっていれば、つまり、主権が確立されていれば、平和が保たれ内乱には、ならないというのである。

では、ホップズはどのように国家論を構成したのか。それが、つぎの問題で

ある。

3. 国家論の展開過程

(1) 人間の平等性と、戦争状態、自然権

第13章、「人類の至福と悲惨に、かんするかれらの自然状態」⁽²²⁾は、「（人びとは、生まれつき平等である）」⁽²³⁾という題で、はじまりつぎのように展開されている。

「自然是、人間を身心の諸能力において、平等に作った。」⁽²⁴⁾「人間同士のあいだには、ある人がそれにもとづいてかれのものとして要求しうる利益は、どんなものでも他人が、かれと同様に主張してはならないというほどのはなはだしい差異はないのである。わたくしは、強さの平等よりもさらに大きな平等が、人びとのあいだに存在するのみいだすのである。」⁽²⁵⁾

このように、ホップズは人間というものは、本質的に生まれながらに平等である、と考えている。しかし、人間がみな平等であるために、どういう事になるかという事がつぎに書かれてある。私は、ここがポイントと思うのだが。

「（平等から、不信が生じる）」⁽²⁶⁾「この能力の平等から、われわれの目標達成についての希望の平等性が生じる。それ故、だれか二人の人が同じことを意欲し、しかも双方がともにそれを享受することが、不可能だとすると、かれらは敵となり、かれらの目標（それは、主としてかれら自身の保存であるがときには歓楽にすぎない場合もある）に至る途上で、互いに相手を滅ぼし、または屈服させようと努力する。」⁽²⁷⁾

つまり、人間は本来的に平等なのだから能力も平等であり、希望も同じく平等となるそして、そのことの故に、すなわち就職戦線、入学試験のように、お互が敵となるというわけである。ホップズのこの文言には、人間の平等性がありあまるほど強調されているように思う。平等から、不信、対立が生じつぎは戦争となる。というのである。

「《不信から、戦争が生じる》」⁽²⁸⁾「この相互不信から、自己を守るには、だれにとっても先手を打つことほど、適切な方法はない。できるかぎり多くの

人身を支配することである。そしてこのことは、かれ自身を保存するため必要なことにはかならず、一般に許されていることなのである。守勢に立つばかりでは、長く生存していくことはできないであろう。」⁽²⁹⁾

一見、支配・侵略を認めているかのような文言だが、単なる恣意的な征服欲のための支配ではなく、ホップズの平等の論理からの必然的帰結として、つまり、平等→対立→防衛→戦争→支配という流れのなかで支配されて、自己を保存されないよりも、自己を保存するためなら、支配も認められるということなのである。

「こうして、次の事が明らかとなる。すなわち、人びとはすべての人を威圧しておく共通の力をもたずに生活しているあいだは、かれらは戦争と呼ばれる状態にあるのであり、そしてかかる戦争は、各人の各人にたいする戦争なのである。というのは、戦争とは戦闘や闘争行為だけに存するのではなく、闘争への明らかな志向に存する。その他のすべての期間は、平和である。」⁽³⁰⁾と。

つまり、人間は自由放任のあいだは、各人の各人にたいする戦争が続いている。ここでは、戦争の意味を深く、かなり包括的にとらえている。たとえ目に見えなくても戦争への意志、志向があれば、それは平和ではなく戦争だというのである。ここに、冷たい戦争もやはり戦争としている絶対的なる平和主義者ホップズを私は見る。人間が平等に、平和に暮らすには、どうすればよいかを考えているのである。本来的な平等からは、平等な平和はでてこないのである。

この戦争による諸障害については、次のように言っている。

「このような状態にあっては、勤労の余地はなく、技術も文字も社会もない。あるのは継続的な恐怖と暴力による死の危険であり、人間の生活は孤独で貧しく険悪で残酷でしかも短い。これらのことがらを十分に考量したことのない人には、自然がこのように人びとを分離させ、相互に侵害し滅ぼし合う傾向を与えているということは不思議に思われるかもしれない。そこで、自分の事を反省してもらおう。すなわち、かれが旅行するときには、武装しかつ十分な同伴者を連れていこうとし、眠ろうとするときには、扉に鍵をかけること、自分のうちにいるときですら、金庫に鍵をかけるのである。かれが武装して、馬に乗

っているときには、自分の仲間である臣民にたいして、扉に鍵をかけるときには、自分の子供や召使にたいして、かれがどのような意見をもっているかという事を考えさせてみるのである。かれは、わたくしが言葉のうえでするのと同じようにかれの行為によって、人類を非難していると言えないだろうか。しかし、わたくしもかれも、ともにそうすることによって、人間の本性を非難しているわけではないのである。人間の意欲やその他の情念は、それ自体としては罪ではない。」⁽³¹⁾

つまり、我々も日常こういう事をしているわけだが、それは不信であり、戦争への意志であり、けっして平和な状態ではない、というのである。

そして、「《このような戦争に、おいてはなにごとも不正ではない》」⁽³²⁾
「共通の力が、存在しないところに法はなく、法のないところに不正義はない。また、そこには、所有も支配もなく、わたくしのものと、あなたのものの区別もなくて、各人が獲得しうるものだけが、かれのものである。」⁽³³⁾

各人の各人にに対する戦争状態では、共通の力、規準がないため、倫理上何をやってもかまわないということになる。

つぎに、このような状態からぬけ出す可能性はないのか、その方法は、なにがあるかという事である。

「《人びとを、平和に向かわせる諸情念》」⁽³⁴⁾ 「人びとを、平和に向かわせる諸情念は、死への恐怖であり、快適な生活に必要なものごとを求める意欲であり、かれらの勤労によって、それらを獲得しようとする希望である。そして理性は、人びとが同意する気になれるような都合のよい平和の諸条項を示唆する。」⁽³⁵⁾

このように、平和へ向かわせるのは、快適な生活をしたいとかいうような情念、欲望と人間にはそれを可能にする理性があるというのである。その平和の情念、項目はホップズにとっては、人間の本来持っている自然の諸法、自然法なのであるが、つぎにそれをみていこう。

まず「《自然権とは、なにか》」⁽³⁶⁾ 「それは各人が、かれ自身の自然すなわち、かれ自身の生命を維持するために、かれの欲するままに自己の力を用い

るという各人の自由であり、かれの判断と理性において、そのためにもっとも適當な手段だと思われるあらゆることを行なう自由である。」⁽³⁷⁾

「《自然法とは、なにか》」⁽³⁸⁾ 「それは、理性によって発見された戒律または、一般法則である。」⁽³⁹⁾ 「人間の状態は、戦争の状態であるから、いかなる人にとっても、生き抜くことについての保証は、まったくないのである。その結果として、つぎのような理性の戒律あるいは、一般法則がでてくる。

〈基本的自然法〉人間は生命を維持するために、あらゆる可能な手段を求めて平和を守れ。われわれのなしうるすべての手段によって、われわれ自身を防衛せよ。」⁽³⁹⁾ と、人間に命令する。

〈第2の自然法〉「人は他の人びとも、また、そうである場合には、平和と自己防衛のためにそれが必要だと、かれが思うかぎりすんで、すべてのものごとにたいするかれの権利を捨てるべきである。」⁽⁴⁰⁾ と。つまり、ホップズによれば、人間は自由でありどんな人にとっても、一番大事な生命を守るためにには、どんなことをする自由も、もっているのである。さきに叙述した人間は、平等であるというのと並んで、ここでは、人間は自由であるというのである。人間の自由と平等は、まさに民主主義の基本理念ではなかろうか。また、人間は理性をもっており、その理性が戒律のような自然法を発見する。人間は自由であるという自然権は戦争状態で、人間は自分の生命を守るためにには、いかなる手段をもとりうるのであって、それには、他人を殺してでも生命を守る権利である。この自然権は、当然みんながもっているのでから、つまり人間は、本来自分たちの生きるための権利である、自然権をもっていることの故にかえって、自分の生命が危険になる。戒律では生命の維持が、至上命令であり、どんなことをしても、自分を守るのである。たとえば、食物が一人分しかない場合は、相手を殺してでもその食物を獲得して、自分は生きるのである。この事は以上の論理の必然的帰結である。しかし、戒律ではどんなことをしても、自分の生命を守り、平和を守れ！ということであるが、生命を守るために、争っていたのでは平和は乱れる。また、前述した生命を守って、快適な生活のためには、平和が必要なのである。徹底した生命の尊重主義と平和主義のホップ

ズにとっては、両方大事で両立しなければならないのである。

では、いったいどうすれば、よいかということになる。上述したように、各人は自己の生存のために、あらゆる手段を利用するという権利を捨てなければならない。これは、自然権のすべての権利を捨てるのではなくて、自己の生命維持の手段を捨てるのである。そこで、いよいよコモンウェルス（政治社会、国家）が必要となってくる。つまり、すべての人間の生命と平和を守ってくれる第3者の抬頭である。

(2) 国家の生成

「《コモンウェルスの生成》人びとを外敵やかれら相互間の侵害から守り、快適な生活を送ることができるよう、保護してやれる能力をもった共通の権力を樹立するための唯一の道は、かれらのあらゆる権力と力を多数決によって、すべての意志を一つの意志とできるような一人の人あるいは、合議体に与えることである。このようにかれらの人格をになうものが、共通の平和と安全にかんすることがらについて行ない、あるいは行なわせるすべてのことの本人は、自分であると各人が認め承認することと言っても同じことである。これは、同意や和合ということばでは、言いつくせないほどのもので、あたかも各人が各人にむかって、あなたもわたくしと同じように、あなたの権利をかれに与え、そのすべての行為の権限を認めるという条件のもとに、わたくしはみずからを統治する自分の権利をこの人、あるいは、この合議体に与え譲渡すると宣言するかのように、各人対各人の信約によって、つくられるまったくただ一つの人格のなかへのかれらすべての真の統一であると言えるのである。これが、かの偉大な『リヴァイアサン』であり、このおかげで平和を維持し、外敵から防衛されているのである。」⁽⁴¹⁾

かくして、私はここに、リヴァイアサン（=国家=政治社会=コモンウェルス）の内容が、すべて網羅されているように思えるのだが、このようにホップズは、平等な各人相互の信約（契約）によって、国家が作られ、それは同意や和合以上の真の統一なのであり、われわれの観念を超越した抽象的人格が、主権者たる国家なのではないだろうか。もちろん、歴史的な君主をそうみたてて

いるわけではないことは当然である。歴史的な専制者は、各人と各人の相互契約によって、成立はしないであろう。

ホップズにおいては、各人の生存のための権利、その手段の放棄が信約であり、国家=主権者の成立であり、各人の信約によって、各人を守ってくれる第3者がどうしても必要だったわけである。

現代資本主義国家をみても、階級性と同時に公共性、つまり高度に複雑化、巨大化、組織化した社会では、階級社会のあるなしにかかわらず、人間の集団生活のためには公的秩序の維持という機能も、国家はもっているのであり、このような世の中で、各人が各人で秩序を守っていたら、大変なことになるのではなかろうか。

かくして、ホップズは現代国家をも示唆しており、夜警国家論などに受けつがれていると言えないだろうか。

また、重要なのはこの第3者は、一人でも合議体でも、どっちでもよいとホップズは述べていることであり、ここからも単に、専制君主を意味していないことは当然であろう。

つぎに、コモンウェルスを定義しておこう「《コモンウェルスの定義》それは、一つの人格であって、群衆の中の各人が相互に信約を結び、各人をことごとくその人格の行為の本人とした——そのようにしたのは、この人格が好都合であると考えたとおりに、人びとの平和と共同防衛に、全員の力と手段を利用するためなのだが——ものなのである。」⁽⁴²⁾

つまり、人びとの平和と共同防衛のために第3者的人格に、すべての人間の力と手段とを結集するのである。その第3者は、それらの人びとの本人となるというのである。

そして、「この人格をになうものが主権者と呼ばれ、かれは主権をもつと言われ、かれ以外のすべての者が臣民である。」⁽⁴³⁾

つぎに、コモンウェルスの目的について、一応書いてみよう。

「《コモンウェルスの目的》それは、生命を維持し、それによって一層快適な生活を送ろうとの、つまり戦争というあの悲惨な状態から免れようとの洞察

からでたものなのである。又、信約は剣なくしては、たんなることばにすぎず、人々を保護する力をまったくもたないのである。」⁽⁴⁴⁾

個々人の生命と平和の維持が、目的でありそれをより有効にするために、剣が必要だというのである。

ここで、いわゆる絶対主権の確立、強大な権力の不可避性が登場してくる。平和と敵からの防衛のために、個人を保護してくれる共通の権力が必要なのであって、この共通の絶対的な権力は、あくまで手段であって目的ではないし、強大な権力を行使して、恣意的な支配をせよなどとは、どこからもでてこないのでないだろうか。

さらに、ホップズはつぎのように言っている。

「《コモンウェルスを設立する行為とは、なにか》一つのコモンウェルスは、多数の人びとの各人と各人が、以下のように協定し信約したときに、設立されたと言われる。すなわち、多数決によって、かれらすべての人格をあらわす（つまり、かれらの代表（者）となる）権利が、いかなる人または、合議体に与えられるにしても、各人はそれに賛成投票した者も、反対投票した者もひとしく相互に生活し、他の人びとから保護してもらうために、その人または合議体の行為や判断をすべて、自分自身であるかのように権威づけるときにある。」⁽⁴⁵⁾

つまり、まず権威とは何かを別な書物で規定しておきたい「権威とは、物理的行動を伴いながらも、無理やり強制的に服従させる支配とは異なり、権威は相手の方でこちらの意志に無批判、無条件に従うといった自発的服従である。」⁽⁴⁶⁾と。

かくして、代表者=主権者に保護してもらう各人は、自主的に契約したのだから理論上、当然自発的に服従するのである。

つぎに、このように設立された主権者の権利について述べよう。

(3) 主権者の諸権利

「1. 《臣民は、統治形態を変更しえない》コモンウェルスを設立した人びとは、主権者の行為と判断を自分のものと認めるよう信約によって、義務づけ

られているのだから、主権者の許可なしに……無秩序な群衆の混乱へと復帰することはできない。」⁽⁴⁷⁾また、「自分の主権者を廃止しようと企てる者がその企てのために、主権者によって殺されたり、処罰されたりするならば、かれは設立によって、かれの主権者が行なうすべてのことの本人なのだから、かれは自分自身の処罰の本人なのである。」⁽⁴⁸⁾と。

つまり、各人の生命と平和を各人相互により、かってに守ることは、無秩序な混乱すなわち戦争状態へもどることであり、主権者=統治形態を変更することは、意味のないことであり、今までの論理と矛盾する。

また、各人相互の契約による主権者は、いわば各人と主権者は同一視され、同一人物みたいなものである。たとえば、巨人ファンにとっての巨人みたいな関係で、巨人ファンは巨人の悪口を言われるとさも自分が、悪口を言われたように怒るのである。クリスチャンと、イエス・キリストの関係と言っても同じかもしれない。

であるからして、このコモンウェルス内で極度の同意、契約によって設立生成された主権者の行為、判断はそのまま臣民の行為判断なのである。つぎは、服従契約についてである。

「2. 《主権は、信約破棄によって、喪失されることはない》かれらすべての人格をになう権利が、かれらが主権者とするその人に与えられるのは、かれら相互の信約によるのではないから、主権者の側からする信約破棄は、起こりえない。その結果、かれの臣民はすべて信約破棄によって、〔主権〕は喪失したと称して、その臣従から免れることはできないのである。主権者とされる人があらかじめ、かれの臣民たちといかなる信約をも結んでいないことは明白である。というのは、〔そのばあいには〕かれは、全群衆を一方の相手として、信約を結ぶか、あるいは各人と個別的に信約を結ばなければならないからである。全体を一方の相手にすることは、かれらは、いまだ一つの人格ではないから不可能なことだし、また、もしもかれがそこにいる人びとと同じ数だけの個別的な信約を結ぶならば、かれが主権を得たのちは、無効となる。」⁽⁴⁹⁾

つまり、主権者対臣民の契約ではなく、まず平等な個人がいて、（主権者と

なるべきものは、まだこのときは、存在しない）その個人相互の契約によって、個々人の中から主権者が登場してくるのであって、最初に主権者がいて、臣民と個別的に一人一人契約を結ぶのではないと言っているのである。時間的には、個人が先と言っているのである。主権者は、与えられるものではなく、人民の手によって作り出されるという民主主義のルールである。

「すでに存在する人格への権利の譲渡ではなく……まったく人工的な主権人格の創出によって、国家が設立される。」⁽⁵⁰⁾

つぎへ、すすもう。

「3. 《多数者側によって、表明された主権の設立にたいして、抗議する者はだれでも不法な行為をなす者である》多数者側が、同意の投票により、一人の主権者を宣示したのであるから、そのさいには、それに不同意の者も他の者に同意しなければならない。すなわち、かれは主権者が行なうすべての行為を認めて満足すべきであり、そうしなければ他の者に殺されても不当とは言えないのである。………かれは、かれらの命令に服従するか、あるいは、以前にかれが、おかれていた戦争状態のままにとりのこされるか、いずれかでなければならない。」⁽⁵¹⁾

つまり、多数決の原理が示されているように思えるのだが、少数派の行く道は、二つに一つで、多数派に服従して、生命を守ってもらうか、服従せず抗議して、殺し合いの戦争状態へまたもどるか、いずれかしかないと言うのである。主権者を認めて、満足した方がよいと言うのである。

「（《主権者の行為を、臣民が非難するのは、不当である》この主権者の設立において全臣民は、設立された主権者のあらゆる行為と判断の本人なのだから、主権者がなにをしようと、それは、かれの臣民のうちのだれをも侵害することにはなるはずはないし、非難をうけるいわれもない。………コモンウェルスの設立がなされたからには、各個人は、主権者が行ういっさいの行為の本人であり、したがって自分の主権者から侵害されたと不平を言う者は、自分自身が本人であることについて、不平を言っているわけである。」⁽⁵²⁾と。

かくして、人民は、主権者の行為を本人が代理人の行為を認めるように認め

るのである。人民の契約によって、出てきた主権者と人民は、本人とその代理人の関係の如く親密な一体感をもっている。本人が代理人を非難するのは、自分を非難するのと同じだ。したがって、主権者は、人民によって非難されえないものである。あたかも大学生が大学生活がつまらないと言っているのは、その主体である自分が、つまらないと言っているのと同じなのである。あくまでも、国家にあっては、主体は個人である。と言いたいのではないだろうか。

「5. 《主権者の行為は、すべて、臣民によって処罰されえない》」⁽⁵³⁾ すべての臣民が、その主権者の行為の本人なのだからである。

「6. 《主権者は、臣民の平和と防衛に、必要なことがらの判定者である》 そして、この〔主権者の〕設立の目的が、かれらすべての平和と防衛にあり、かつ、その目的にたいする権利を有する者は、だれでもその手段にたいする権利をも有するから、平和と防衛の手段は、当然主権をもつ人や合議体に属するのである。」⁽⁵⁴⁾ と。

つまり、臣民は自然権のうち、自分で自分を守る権利を主権者に譲渡したのであるから、まかせたからには、その手段をもまかせたのであり、まかされた主権者は、全力で臣民の平和と防衛に努めなければならないのであろう。

「7. 《臣民のおおのに、他の臣民が権利の侵害をなすことなしには、かれから奪えないような、かれ自身のものとは、なんであるかを教えるためのもうもらの規則をつくる権利》 主権者が、なしうる行為がなんであるかがわかるようにするもうもらの規則を定める全権力をもっている。………この権利は平和のために必要であり、主権に依存しているので、主権が公共の平和のためになす行為なのである。」⁽⁵⁵⁾

つまり、臣民の平和と公共の福祉のために、主権者はいろいろ規則を作るのである。

「8. 《かれには、また、論争を審理し、決定する権利がある》 というのは、諸論争が決定されなければ、ある臣民が他の臣民からの権利の侵害にたいして、保護されることはないし………各人は、自己保存という自然かつ必然的な欲求にもとづき、各自の力によって自分を保護する権利が、そのまま残されており、

それは戦争状態であり、あらゆるコモンウェルスが設立される目的に反するからである。」⁽⁵⁶⁾と。

各人対各人の諸論争が続いているあいだは、有形無形の戦争状態であり、個人が快楽に暮らすためにも、主権者はそれらを調整、決定する機能があり、そうする権利をもっているのであるというわけである。

「9. 《および、かれが最善だと思う通りに、宣戦・講和を行なう権利》人民を防衛すべき力は軍隊にあり、軍隊の強さというものは、一つの指揮権のもとに、その力を結集することにある。指揮権は、主権者が設立したものであり、それ故に主権者のもつものである。」⁽⁵⁷⁾と。軍隊を指揮するもの、人民は安心して主権者にまかせておけばよいのである。なぜなら、人民の防衛の手段としての軍隊だからである。

「10. 《戦時、平時双方の忠告者や代行者を選ぶ権利》というのは、主権者は共通の平和と防衛という目的を課せられているのだから、かれにはかれの課題遂行に最適であると思う手段を用いる権限があると解されるからである。」⁽⁵⁸⁾

「11. 《報償を与え処罰する権利、しかも、（その方法を定めた法律がない場合には）それを自由に裁量できる権利をもっている》」⁽⁵⁹⁾

「12. 《栄誉と序列をきめる権利をもっている。》」⁽⁶⁰⁾

以上、主権者もっている12ほどの諸権利を列挙した。そして「これらの諸権利は、分割されえない。……この主権の分割については、内部で主権の分割された国王は、存立しえない。というのは、はじめにこの主権の分割が、行なわれていなければ、軍隊が互いに分裂して、対立することは、決して起こりえないからである。もしも、これらの権限は、国王・上院・下院に分割されているという意見が、イングランドのほとんどすべての部分で、はじめにうけ入れられていなかつたなら、人びとが二派に分かれて、この内乱をひき起こすことも決してなかつたのである。それは、はじめは政治の原理について、見解を異にする人びとのあいだでの、のちには宗教の自由にかんして見解を異なる人びとのあいだでの内乱であった。」⁽⁶¹⁾と。私が、はじめに書いた歴史的背景

のところと重複するが、ホップズはピューリタン革命の原因を、最終的に決定する主権がなく、主権が分裂していたから、すなわち、「主権の欠如」⁽⁶²⁾の故だとしているのである。

このように、ホップズはその主権が、国王・上院・下院のどこにあるべきかなどとは一言も言っていない。ただ人々の安全と平和のために、内乱が起こらぬように、主権が必要だと言っているのである。

また、「人びとは、このような無制限な権力から、多くの望ましくない結果が、生ずると考えるかもしれないが、しかし、それがないことから生じる結果、すなわち、各人の隣人にたいするたえまない戦争の方が、それよりも、ずうっと悪いのである。」⁽⁶³⁾と。

つまり、比較衡量の問題と思うのだが、無制限な権力に服従した時と、服従しない時の害を比べたら、服従しない場合の無法な状態の方が、恐ろしいのであり、人びとはアナアキーの代わりに服従をとり、政治社会を人びとの手で、作ったのである。

以上、私は、これまでに国家設立の人間の動機、すなわち、国家設立の原因、そして設立された国家の性格について、原本を解説しながら述べてきたわけだが、国家論展開の最後にあたって、人間の人間による国家という事を、より明確にするために抵抗権の問題について、若干ふれてみたい。

(4) 抵抗権の問題

「臣民たちは、自分の身体を侵害するものにたいしては、たとえそれが、合法的であっても防衛する自由をもつ。」⁽⁶⁴⁾ 「かれらは、自分たちを害するようには拘束されない。」⁽⁶⁵⁾ 「もしも人が、自分の犯した罪にかんして、主権者または、その権威によって審問されるならば、かれは自白するよう拘束されないのである。」⁽⁶⁶⁾ 「かれらは、自発的に行なうのでなければ、戦争するようには拘束されない。」⁽⁶⁷⁾ 「女性のように軟弱な男性にも、戦闘拒否が認められるべきである。」⁽⁶⁸⁾ 「捕虜の場合や獄に入れられたときは、可能な限りの手段を用いて、逃亡してもよいのである。」⁽⁶⁹⁾

このように、国家を作った目的は、人間個人の生命の維持なのであるから、

それに反して身体を侵害されたり、自白するように拘束されたりすると、抵抗してよいのである。

人間は、生まれながらに自由であり、主権者に譲渡したのは、自分たちで平和や共通の敵を防衛する権利を譲渡したのであって、それ以外の自由は当然保障されるわけである。

また、生命を奪われる戦争に行く事も拒否できるし、軟弱な男性にも戦闘拒否があり、徹底した生命尊重主義、平和主義者ホップズを見るのである。

4. 結びにあたって

(1) ホップズ国家論成立過程の要約

ここで、ずっと述べてきたことを、まとめてみたい。

① 人間は、生まれながらに自由、平等であり、自分の生命を守り（＝自己保存）、平和の中で快適に暮らすという自然権をもっている。それで、一人の人間の自由と、他人の自由との対立は不可避であり、そのときは、自然権をもっているが故に、かえって自己保存できないという矛盾となつていう（戦争状態）。それ故、自然権をもっている事が、自己保存できず、また、もちろん平和な快適な暮らしもできないのだから、すべての人が相互に自分で自分を守るのをやめようと契約する。

② そこで、必要なものは守ってくれる人であり、これが主権者であり、国家である。

かくして、自然権をもっている → 自然権を放棄する → 社会契約をする → 主権者を設立する → 国家の誕生。ということになる。

③ そして、設立された国家には、上述した12の権利のように、絶対的な権利をもっている。絶対権利の文言だけをみるとまさに、絶対的な専制理論であるが、しかし、それを構成している論理は、専制理論ではなく、それがないとまた戦争状態へもどってしまうので、絶対主権が必要。また、社会契約によって成立した主権者の行為は、各人自身の行為となる。つまり、契約（＝信約＝信託）して、主権者を作ったのだから、（ここで、信託について考えてみたい）

信託とは「信託銀行のように、信託は委任を受けて財産を預かる人間と、預ける人間との関係である。ところがこの預かる人間は、この財産を運用するのであるが、これは、自己自身の利益のためにやるわけではない。どこまでも預けた人間の利益のために運用するのが、信託を受けた人間の義務である。」⁽⁷⁰⁾

というように、各人の信託による主権者はどこまでも、各個人の利益のために動き、各人と主権の関係は、本人と代理人の関係であり、代理人はどこまでも本人の利益のために動くという発想である。

だから、本人を守るために、代理人はいかなる事をしても矛盾はしない。

ホップズの契約は、どこまでも、現に存在している君主と臣民との契約ではなく、まず、最初にアナーキー状態での人間と人間との相互契約であることに注意が必要であろう。主権者は、平等で同質的な人間の「代表人格」であり、抽象的な擬制体のようなものであり、ロボットのようなものかもしれない。けっして、専制君主擁護理論ではない。

その証拠に、ホップズは、主觀者は一人であろうと、合議体であろうとかまわない。王制でも民主制でもどっちでもよいのである。とにかく、主権が必要だと言っているのであり、スケールの大きさを感じさせる。

④ そして、設立された国家に対する抵抗権を認めている。最初に結んだ契約（=自己保存のために守ってくれる）に違反して、主権者が臣民を死へ追いこみ平和を維持してくれないなら、抵抗してよいのである。

⑤ このように、自然権による国家設立の論理 → 国家の絶対的な権利の実体 → 抵抗権という三本柱として、私は、ホップズ国家論をとらえた。

そこに、一貫して流れている原理は、自己保存の論理であり、臣民と主権者の一体化・同一化の論理であった。被治者と治者の一体化は、民主主義の原理ではないのか。

(2) ロックとホップズ

ここで、ちょっとホップズの民主的性格を鮮明にするために、近代民主主義の祖と言われている、ロックの国家設立と比べてみよう。

J. ロック（1632～1704）も、自然状態から出発し、契約によって国家が形成されたものとする。しかし、その人間観の相違によって、ホップズとは違ったものになった。ホップズによれば、自己保存をはかる人間相互の万人の万人に対する戦争が自然状態であり、それは、戦争状態であった。

しかし、ロックは、人間は理性をもっているので、自然状態とは自由で平等な平和な状態であり、しかし、また、不安定な状態でもあった。すなわち、もし犯罪がおきたとき、個人の手でいちいち犯罪を処理するのでは、安定はしないのであった。その不都合を回避するために、各人は契約によって社会を形成、国家を設立する。「かかる政府の有する権力が、政治権力である。しかし、それは、あくまでも自然状態においてすでに、各人が有する生命、自由、財産という所有権の調整とより良き保存のために、存在するものであった。」⁽⁷¹⁾

ホップズの提起した自然状態、社会契約をロックは、受けつぎ使っているのである、「ホップズは、ある意味ではロックの教師である。」⁽⁷²⁾

設立の原理に関しては「材料にして、作者」である人間を主体にしている点では、全く変わりはないのである。ホップズが、殺し合いを平和な状態にするための契約であったのに対して、ロックにおいては、より良く平和を維持するための契約としての国家であったと言えよう。

これは、歴史的状況が多分にそうさせたのではないかと思われる。つまり、ホップズは、ピエーリタン革命の最中に執筆し、いわばこの革命を自己保存のための殺し合い=自然状態と見ていたのであろう、と言われている。

それに対して、ロックの統治論は名誉革命を正当化したと、よく言われているのである。思想の歴史的制約が、ここにもうかがえるのである。両者の人間論が、何故違うのか、ホップズにおいて、この人間が不安定なのは、「ホップズの場合にこの富、つまり人間の生存の手段の総量というものが、固定的に考えられていたということあります。富の社会的総量は、有限であるばかりでなく、はじめから一定したものだという固定的イメージがある。」⁽⁷³⁾だから、奪いあう見苦しい状態として、人間の自然状態をとらえたのではないだろうか。

ロックにおいては、「ロックの場合に、人間が生きていくために必要な富と

いうものはホップズの場合のようにあらかじめその総量が決まっているというものではない。それは人間その労働によって、無限に生み出すことができるんだということなのであります。」⁽⁷⁴⁾

私は、万人が民主主義原理の祖であるとしているロックと、解釈の多様なホップズは、そんなに相違はなく、むしろ共通点が多いのではないか、と思う。

（浅学のせいかもしれないが。）また、ロックの書物の中では、王権神授説論者フィルマーを徹底的にたたいているが、ホップズをたたいてはいないと、言われている。また、「ルソーは、ホップズに好意的であり、ヘーゲルは、青年時代にホップズから多くをまなんでいる。」⁽⁷⁵⁾と。

(3) 民主主義とは、専制主義とは何か。

そこで、ホップズが民主主義者か、専制主義者かとすることなのだが、その前に、そもそも民主主義とは、専制主義とは何か、という事を簡単に定義しておきたい。

「専制政治とは、統治が権力者の恣意的な決定に従って行なわれる政治をさし、統治の主権が君主や将軍などの個人に保有されていることが、たてまえとなっている。………統治が完全に支配者（君主）の恣意にもとづいている。」⁽⁷⁶⁾ということである。

専制政治は、このように、いわば人間のことなど考えておらず、人間不在の論理である。しかし、ホップズの国家は、あくまでも最後は、人間に帰着し、人間が中心なのである。中世来、国家は神から与えられたものであるとか、君主が作ったものだから、国家を変えることができないという、王権神授説のようなものとは、まるっきり訳が違い、人間相互の契約によって作った、人間の人間による国家なのだから、人間によって変革することもできるのだという、近代のかおりがしてくるのである。

民主政治の定義は「全構成員の同質性を前提とした上で、偽政者と被治者との同一化を理想とする。」⁽⁷⁷⁾

「デモクラシーとは、H. ケルゼンが説くように『社会秩序が、これに服従するもの、すなわち、国民によって創造される一つの国家あるいは社会形式』

であるといえよう。いいかえれば、デモクラシーとは、全人民の主体的な政治参加ないし、全人民による自発的秩序形成にほかならない。」⁽⁷⁸⁾また、

「民主主義による政治は、国民の自律的意志による政治でなければならぬ。」⁽⁷⁹⁾ということである。

彼は、今までいろいろと解釈されてきており、「彼にたいする解釈の多様性は、たしかに彼自身のなかにその原因をもっていると言わなければならぬ。」⁽⁸⁰⁾ということだ。

ホップズが、専制君主の擁護者として、時の絶対政府に悪用されてきたのが、氣の毒である。日本においても、明治時代に文部省編輯局によって「主権論」として、翻訳が出されたようだが、それは「国家設立の重要な哲学的前提をなす、第1部『人間について』の部分が訳出されず、いきなり第2部『主権者の諸権利』だけが訳出されている、そうなれば、国家や主権者に対する臣民の服従の契機だけが、大きく浮かび上ってこざるをえないのである。ホップズの政治思想が、絶対王政の擁護の理論であると単純に誤解される場合には、たいてい第1部と第2部の関連を見落とすことにもよるのである。………第1部のラディカルな思考は、文部省訳では、省略これており………ホップズの『主権論』が明治16年に文部省から訳出された政治的意味については、いま手許に資料がないので、軽々しく速断できないが………それが、民権論に対抗するものとして出版されたと推測してもほぼ間違いないであろう………明治政府がその支配体制を急速に固めつつあった時期に出されたのは、誠に興味深い。」⁽⁸¹⁾とあり、時の政府は都合のいい文言だけを使用し、自分らの理論的支柱としていたようである。

(4) 結論

それで、いよいよ私の結論である。

ホップズ政治理論は、①人間は、生まれながらに平等であり、自由である。②どんな人間にとっても一番重要な生命の保護（自己保存）が、国家設立の出発的となっている。③その点では、人間の尊厳であり、人間中心である。④設立された国家の主権者は、1人でも合議体でも、どっちでもよい、とにかく主

権が必要。⑤人々が、同意して国家を作った。⑥主権者には、絶対的な権利が与えられたが、それは、主権者の恣意的な権利ではなく、構成員の契約にそむいてはならない。⑦その権利を使って、何をしてもよいとは、書いていない。⑧自己保存、平和保護という各人の目的に、主権者が違反したら、抵抗してもよい、という抵抗権をうちたてた。

以上、総じて平和主義者であり、生命尊重主義者である。

このように、君主や將軍の個人の恣意的支配の専制政治とは、性質が違う。

ただ、主権者は1人でも合議体でも、どっちでもよい訳だが、民主主義をより明確にするために、合議体であるべきだ、とすればよかったのに。と思う。

そういう訳で、ホップズ政治思想は形のうえでは、専制政治原理のようであるが、①から⑧の理由により、中味は民主主義の原理が脈打っており、単なる絶対君主の擁護者であるとか、専制政治論とかで、簡単に片付けられないのではないかだろうか。

そこには、まさに民主主義の源流が流れているような気がする。

『はじめに』の中の、④にきわめて、近い結論となってしまった。

- 〔注〕（1）猪木正道、勝田吉太郎、渡辺一共編「政治学Ⅱ（政治思想史）」（高文社 1972）P. 54（勝田著）
- （2）勝田吉太郎、山崎時彦編「政治思想史入門」（有斐閣双書 1974）P. 110. P. 114（原英次著）
- （3）水田洋著「近代人の形成 —— 近代社会観成立史 ——」（東京大学出版会 1976）P. 284
- （4）水田洋、田中浩訳、ホップズ「リヴァイアサン」（河出書房新社 1974）P. 500（解説文、水田洋）
- （5）田中浩、田口富久治編「国家思想史（上）近代」（青木書店 1975）P. P. 32～33（田中著）
- （6）水田洋「ホップズかいしゃくの一連(1) —— その政治的立場にかんする諸見解について ——」（歴史学研究第138号）P. 21
- （7）同上書 P. 21
- （8）同上書 P. 27
- （9）内田満、内山秀夫他編「現代政治学の基礎知識」（有斐閣 1975）P. 37（藤原保信著）
- （10）太田可夫「イギリス社会哲学の成立と展開」（社会思想社、昭和46年）P. P. 268～269
- （11）福田歓一「近代政治原理成立史序説」（岩波書店 1976）P. P. 329～330
- （12）内山秀夫、田中治男他編「政治思想史の基礎知識」（有斐閣ブックス昭和52年）P. 157（渋谷武著）
- （13）徳本正彦「政治と人間と民主主義」（法律文化社 1977）P. 116
- （14）田中浩、田口富久治「国家思想史」（青木書店 1975）P. P. 31～32
- （15）西洋史概説Ⅱ講義ノート（講義者 森脇貞二）1976
- （16）田中浩、田口富久治「国家思想史」（青木書店 1975）P. P. 37～40
- （17）西洋史概説Ⅱ講義ノート（講義者 森脇貞二 1976）

- (18) 同上書
- (19) 田中浩, 田口富久治「国家思想史」(青木書店 1975)P. P. 43~44
- (20) 西洋史概説Ⅱ講義ノート(講義者 森脇貞二 1976)
- (21) 水田洋, 田中浩訳T. ホップズ「リヴァイアサン」(河出書房新社 1974) P. 121
- (22) 同上書 P. 83
- (23) 同上書 P. 83
- (24) 同上書 P. 83
- (25) 同上書 P. 83
- (26) 同上書 P. 84
- (27) 同上書 P. 84
- (28) 同上書 P. 84
- (29) 同上書 P. 84
- (30) 同上書 P. 85
- (31) 同上書 P. 86
- (32) 同上書 P. 86
- (33) 同上書 P. 86
- (34) 同上書 P. 87
- (35) 同上書 P. 87
- (36) 同上書 P. 87
- (37) 同上書 P. 87
- (38) 同上書 P. 87
- (39) 同上書 P. 87
- (39)' 同上書 P. 88
- (40) 同上書 P. 88
- (41) 同上書 P. 115
- (42) 同上書 P. 115
- (43) 同上書 P. 115

- (44) 同上書 P. 112
- (45) 同上書 P. 116
- (46) 飯坂良明他著「現代の政治学」（学陽書房 1977）P. 50
- (47) 水田洋、田中浩訳T. ホップズ「リヴァイアサン」（河出書房新社 1974）P. 116
- (48) 同上書 P. P. 116～117
- (49) 同上書 P. 117
- (50) 水田洋「近代人の形成 —— 近代社会観成立史 —— 」（東京大学出版会 1976）P. 282
- (51) 水田洋、田中浩訳T. ホップズ「リヴァイアサン」（河出書房新社 1974）P. 118
- (52) 同上書 P. 118
- (53) 同上書 P. 119
- (54) 同上書 P. 119
- (55) 同上書 P. 120
- (56) 同上書 P. 120
- (57) 同上書 P. 120
- (58) 同上書 P. 120
- (59) 同上書 P. 121
- (60) 同上書 P. 121
- (61) 同上書 P. 122
- (62) 田中浩、田口富久治「国家思想史」（青木書店 1975）P. 36（田中）
- (63) 水田洋、田中浩訳T. ホップズ「リヴァイアサン」（河出書房新社 1974）P. 139
- (64) 同上書 P. 145
- (65) 同上書 P. 145
- (66) 同上書 P. 145

- (67) 同上書 P. 146
- (68) 同上書 P. 146
- (69) 同上書 P. 146
- (70) 福田歓一「近代の政治思想」（岩波新書 1976）P. P. 153～154
- (71) 内田満他編「現代政治の基礎知識」（有斐閣 昭和50年）P. 36
- (72) 勝田吉太郎、山崎時彦「政治思想史入門」（有斐閣双書 昭和49年）P. 120
- (73) 福田歓一「近代の政治思想」（岩波新書 1976）P. 121
- (74) 同上書 P. 126
- (75) 水田洋「ホップズかいしゃくの一系列表」（歴史学研究 第138号）
P. 20
- (76) 高畠通敏「政治学への道案内」（三一書房 1976）P. 176
- (77) 横越英一他編「政治学副読本」（文真堂 昭和52年）P. 170
- (78) 内田満他編「現代政治学の基礎知識」（有斐閣 昭和50年）P. 86
- (79) 清宮四郎「憲法要論」（法文社 昭和51年）P. 78
- (80) 水田洋「ホップズかいしゃくの一系列表」（歴史学研究 第138号）
P. 19
- (81) 水田洋、田中浩訳T. ホップズ「リヴァイアサン」（河出書房新社 1974）P. P. 507～511解説文（田中）
- (注) 西欧においては、17世紀末から19世紀中頃までは、ホップズを絶対専制君主主義者とみる傾向が支配的だったようである（水田洋、ホップズかいしゃくの一系列表）しかし、彼の近代性は、最近見直されているようである。日本の政治思想史学会でも、彼を専制主義者と未だに言っている人はきわめて少ない。とのことである。高校の教科書等においても、やがて修正されるのでは、ないかと思う。